

石川県公報

平成 21 年 3 月 25 日 (水曜日)

号外

(第 20 号)

目次

条例

石川県立学校条例の一部を改正する条例 (総務課)	1
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	2
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	3
石川県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	3
石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	3
石川県政記念しいのき迎賓館条例 (企画課)	11
石川県能登空港条例の一部を改正する条例 (空港企画課)	15
石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県民交流課)	15
石川県統計調査条例 (同)	16
石川県理容師法施行条例及び石川県美容師法施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課)	19
いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (子ども政策課)	20
石川県国際交流センター条例の一部を改正する条例 (国際交流課)	21

石川県農用地開発公団事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (農業政策課)	22
石川県のとじま臨海公園海づりセンター設置条例を廃止する条例 (水産課)	23
石川県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園緑地課)	23
石川県警察本部組織条例の一部を改正する条例 (警察本部)	24
石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	24
石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (同)	25
石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同)	25
石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	27
石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	27

条例

石川県立学校条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

平成二十一年三月十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

石川県立学校条例の一部を改正する条例

石川県立学校条例（昭和十九年石川県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項の表石川県立看護大学の項中

大 学 院 学 生 年 級	五二二五、八〇〇円	を
---------------	-----------	---

大学院学生	博士前期課程に在学する者		修業年限が二年の者	年額	五三五、八〇〇円
	博士後期課程に在学する者		修業年限が四年の者	年額	三五七、一〇〇円
	修業年限が三年の者		修業年限が四年の者	年額	一六七、九〇〇円
	修業年限が五年の者		修業年限が四年の者	年額	五三五、八〇〇円
	修業年限が六年の者		修業年限が五年の者	年額	四〇一、八五〇円
	修業年限が七年の者		修業年限が六年の者	年額	三二一、四八〇円
				一六七、九〇〇円	

改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「用地取得交渉業務」を「用地取得等交渉業務」に改める。

第九条を次のように改める。

（用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第九条 用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務であつて知事が定めるものに従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき千円（業務が深夜において行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）とする。

第十五条の一中「、第六条第二項及び第九条第二項第一号」を「及び第六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年石川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第二項、第二条第二項及び第四条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年三月二十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県職員定数条例の一部を改正する条例

石川県職員定数条例（昭和二十四年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「九百六十八人」を「千四十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十一年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項中10を14とし、9を13とし、8を12とし、7を11とし、6を10とし、5を9とし、

4を8として、3を7として、2を6として、1の次に次のように加える。

2 法第十五条の一第一項に規定する准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修手数料	イ 法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受けた者に対するも
3 法第十五条の一第四項に規定する准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修修了登録申請手数料	四万一千円 法第十四条第二項第二号に掲げる処分を受けた者又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対するもの八万円
4 法第十六条に規定する准看護師の再教育研修修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	五千六百円 三千四百円
5 法第十六条に規定する准看護師の再教育研修修了登録証の再交付	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	四千百円

別表十六の項2中「第五条第一項」を「第五条第三項」に改め、同項3中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同項に次のように加える。

7 法第九条の一第一項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料	三千三百円
8 法第九条の一第五項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料	一千円
9 教育職員の免許状の授与証明書の交付	教育職員の免許状の授与証明書交付手数料	四百円
10 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律)	免許状更新講習の修了確認手数料	三千三百円

第九十八号。以下この項において「改正法」という。)附則第二条第二項に規定する免許状更新講習の修了の確認				
11 改正法附則第二条第二項第二号に規定する確認	免許状更新講習の修了後二年二月の期間内にあることの確認手数料		三千三百円	
12 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期	修了確認期限の延期手数料		一千円	
13 改正法附則第二条第五項に規定する免許状更新講習の受講免除の認定	免許状更新講習の受講免除認定手数料		三千三百円	

別表二十三の項10中「一万二千円」を「一万七千円」に改め、同表二十七の項1中「一万八千円」を「一万九千一百円」に改め、同項3を同項5とし、同項2中「一万五千円」を「一万六千九百円」に改め、同項中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 法第十二条第一項に規定する一級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	一級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付手数料	五千九百円	
3 法第十二条第一項に規定する一級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	一級建築士又は木造建築士の免許証の再交付手数料	五千九百円	

別表二十五の項1から3までの規定中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項4中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同表二十六の項14イ中「一円」を「九千円」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同項14ロ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百円」を「七千九百円」に改め、同項14ハ及びニ中「一万円」を「九千円」に、「九千五百円」を「八千五百円」に改め、同項14ホ中「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百円」を「七千九百円」に改め、同項15イ中「八千五百円」を「七千六百円」に、「八千円」を「七千円」に改め、同項15ロ中「六千七百円」を「六千円」に、「六千一百円」を「五千五百円」に改め、同表六十一の項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11

を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、同項17中「、高度管理医療機器等の」を「又は高度管理医療機器等の」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、「、高度管理医療機器等販売業」を「又は高度管理医療機器等販売業」に改め、「又は医薬品販売先等変更許可証」を削り、同項17を同項16とし、同項18中「、高度管理医療機器等の」を「又は高度管理医療機器等の」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、「、高度管理医療機器等販売業」を「又は高度管理医療機器等販売業」に改め、「又は医薬品販売先等変更許可証」を削り、同項中18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、29を28とし、30を29とし、31を30とし、32を31とし、33を32とし、34を33とし、35を34とし、36を35とし、37を36とし、38を37とし、39を38とし、40を39とし、41を40とし、42を41とし、43を42とし、44を43とし、45を44とし、46を45とし、47を46とし、48を47とし、49を48とし、50を49とし、51を50とし、52を51とし、53を52とし、54を53とし、55を54とし、56を55とし、57を56とし、58を57とし、59を58とし、60を59とし、61を60とし、62を61とし、63を62とし、64を63とし、65を64とし、66を65とし、67を66とし、68を67とし、69を68とし、70を69とし、71を70とし、同項72中「第百五十九条の十一第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百十五条の十一第一項」を加え、同項72を同項71とし、同項73中「第百五十九条の十二第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則第百十五条の十二第一項」を加え、同項73を同項72とし、同表六十七の項20中「二万三千円」を「二万七百円」に、「二万一千五百円」を「二万三百円」に改め、同表七十の項4イ(1)中「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改め、同項4イ(2)(イ)中「一万五千五百円」を「一万一千百円」に改め、同項4イ(2)(ロ)中「一万三千円」を「一万三千七百円」に改め、同項4イ(2)(ハ)中「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改め、同項4イ(3)(イ)中「七千七百円」を「八千百円」に改め、同項4イ(3)(ロ)中「八千七百円」を「九千百円」に改め、同項4イ(3)(ハ)中「一万五百円」を「一万千円」に改め、同表七十一の項9を削り、同表八十三の項10を次のように改める。

10 法第百十五条の二 十五第二項に規定す る介護サービス情報 の調査	介護サービス情 報調査手数料	イ 法第百十五条の二十五第一項 の指定居宅サービス事業者（短 期入所生活介護、短期入所療養 介護及び特定施設入居者生活介 護に係るもの）を除く）、指定地 域密着型サービス事業者（地域 密着型特定施設入居者生活介護 及び地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護に係るもの）を 除く）、指定居宅介護支援事業 者、指定介護予防サービス事業 者（介護予防短期入所生活介護、 ビス事業者	その有する 二以上のこと 業所又は施 設の所在地 が同一であ り、又は隣 接する法第 百十五条の 二十五第一 項に規定す る介護サ ービス事業 者
--	-------------------	---	---

		介護予防短期入所療養介護及び 介護予防特定施設入居者生活介 護に係るもの(除く)、指定地 域密着型介護予防サービス事業 者又は指定介護予防支援事業者 の提供する介護サービスに係る 調査を受ける場合 别に知事が 定める調査票区分一件につき 一円三千円	が、当該二 以上の事業 所又は施設 においてそ の介護サ ービスを提供 する場合に おける手数 料の金額は、 別に知事が 定める調査 票区分が二 以上の調査 に係る手数 料の金額を 合計した金 額から一を 超える調査 の数に二千 円を乗じて 得た金額を 減じた金額 とする。
	口 法第百十五条の三十五第一項 の指定居宅サービス事業者のう ち短期入所生活介護、短期入所 療養介護若しくは特定施設入居 者生活介護に係るもの、同項の 指定地域密着型サービス事業者 のうち地域密着型特定施設入居 者生活介護若しくは地域密着型 介護老人福祉施設入居者生活介 護に係るもの、同項の指定介護 予防サービス事業者のうち介護 予防短期入所生活介護、介護予 防短期入所療養介護若しくは介 護予防特定施設入居者生活介護 に係るもの又は指定介護老人福 祉施設、介護老人保健施設若し くは指定介護療養型医療施設の 開設者の提供する介護サービス に係る調査を受ける場合 別に 知事が定める調査票区分一件につ き 一万五千円	別に知事が 定める調査 票区分が二 以上の調査 に係る手数 料の金額を 合計した金 額から一を 超える調査 の数に二千 円を乗じて 得た金額を 減じた金額 とする。	

別表八十三の項1中「第百十五条の二十九第二項」を「第百十五条の三十五第三項」に改め、同表八十三の五の項1イ中「四千円」を「三千九百円」に改め、同項1ロ中「五千三百円」を「五千二百円」に改め、同項2中「千円」を「千円」に改め、同項3中「二千九百円」を「二千八百円」に改め、同項4及び5中「千九百円」を「千八百円」に改め、同表八十三の六の項の次に次のように加える。

八十三の七 長期 優良住宅の普及 の促進に関する 法律(平成二十 年法律第八十七 号。以下この項	1 法第五条第 一項から第二 項までに規定 する長期優良 住宅建築等計 画の認定の申 請手数料	長期優良住宅建 築等計画認定申 請手数料	イ 一戸建ての住 宅 一戸につき 四万五千円 ロ 認定の対象と なる戸数が一戸 の長屋又は共同 を申し出るとき	長期優良住宅建 築等計画の認定 の申請に併せて 法第六条第二項 に規定する審査 を申し出るとき
---	---	----------------------------	---	--

において「法」という。)に關する事務

請に対する審査

ハ	きき	四万五千円	は、当該認定の対象となる住宅を含む建築物の床面積に応じ、
ニ	宅	一棟につき 十一万円	一千六百の項1に定める金額又はその金額に同項4若しくは同項5に定める金額を加算した金額を加算する。
ホ	宅	一棟につき 十七万円	同上
ヘ	宅	一棟につき 二十四万円	同上
ト	ト	認定の対象となる戸数が三十戸から五十戸までの長屋又は共同住宅一棟につき 六十万円	同上
チ	チ	認定の対象となる戸数が五十戸から百戸までの長屋又は共同住宅一棟につき 百万円	同上
リ	リ	認定の対象となる戸数が一百戸から二百戸までの長屋又は共同住宅一棟につき 百九十万円	同上

2	法第八条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	までの長屋又は共同住宅一棟につき三百七十万円
ト	一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅一棟につき二十三三万円	イ ハ ニ ホ ヘ	認定の対象となる戸数が三百戸以上の一戸以上の長屋又は共同住宅一棟につき三百三十万円
	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	認定の対象となる戸数が二戸の長屋又は共同住宅一棟につき一万六千円
	宅	宅	認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅一棟につき一万六千円
	建築等計画の変更	認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅一棟につき五万九千円	認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅一棟につき一万六千円
	申請	申請	認定の対象となる戸数が十一戸から二十戸までの長屋又は共同住宅一棟につき九万六千円
	申請	申請	認定の対象となる戸数が二十戸から三十二戸までの長屋又は共同住宅一棟につき十八万円
	申請	申請	認定の対象となる戸数が三十二戸以上の長屋又は共同住宅一棟につき三十三万円
			認定の対象となる戸数が三十二戸以上の長屋又は共同住宅一棟につき三十三万円

3 法第九条第一項に規定する譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等の計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等の計画の変更認定申請手数料	一戸につき 六千円	又は共同住宅一棟につき 百八十万円
4 法第十条に規定する認定計画実施者の地位の承継の承認申請に対する審査	認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	一戸につき 六千円	又は共同住宅一棟につき 一百五十万円
			又は共同住宅一棟につき 五百七十万円

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- 一 別表二十五の項及び七十一の項の改正規定 公布の日
- 二 別表八十三の五の項の改正規定 平成二十一年四月十六日
- 三 別表八十三の項の改正規定 平成二十一年五月一日
- 四 別表六十二の項の改正規定（同項72中「第百五十九条の十一第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百十五条の十二第一項」を加える部分及び同項73中「第百五十九条の十二第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則第百十五条の十三第一項」を加える部分を除く。） 平成二十一年六月一日
- 五 別表に八十三の七の項を加える改正規定 平成二十一年六月四日

石川県政記念しいのき迎賓館条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

石川県政記念しいのき迎賓館条例

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百四十四条第一項の規定により、多種多様な文化を創造するとともに、学術交流の推進等を図るため、石川県政記念しいのき迎賓館（以下「迎賓館」という。）を金沢市に設置する。

（指定管理者による管理）

第二条 知事は、法第一百四十四条の一第一項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に迎賓館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第三条 知事が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 迎賓館における展示及び催物の企画及び運営に関する業務
- 二 迎賓館の利用の促進に関する業務
- 三 迎賓館の使用の承認に関する業務
- 四 迎賓館の使用料の徴収に関する業務
- 五 迎賓館の施設、設備及び備品（以下「迎賓館の施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 六 前各号に掲げるものほか、迎賓館の管理に関し、知事が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第四条 第一条の規定による指定を受けようとする者（次条第四号において「申請者」という。）は、規則で定める申請書に迎賓館の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）その他知事が別に定める書類を添えて、知事が定める期間内に申請しなければならぬ。

（指定管理者の指定）

第五条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、迎賓館を最も適切に管理できると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、最少の経費で迎賓館の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画書の内容が、最少の経費で迎賓館の効用を最大限に発揮できるものであること。
- 四 申請者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

（指定管理者による管理の基準）

第六条 指定管理者は、開館時間及び休館日その他の規則で定める事項を遵守し、迎賓館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の秘密保持義務）

第七条 指定管理者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの人であつた者は、迎賓館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

（使用の承認）

第八条 迎賓館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、迎賓館を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる。

- 一 迎賓館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 迎賓館の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（使用料）

第九条 この条例において「使用料」とは、施設使用料及び入場料をいう。

2 前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設使用料を納めなければならぬ。

3 指定管理者は、その主催する事業（第一条に規定する迎賓館の設置の目的に適合するものに限る。）に限り、迎賓館の施設に入場しようとする者から入場料を徴収することができる。

4 使用料は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定

めるものとする。これを変更しようとするときは、同様とする。

5 指定管理者は、前項の承認を受けて使用料を定めたときは又は変更したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

6 使用料は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

7 使用料は、法第二百四十四条の一第八項の規定により、指定管理者の収入とする。

(使用料の減免)

第十条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第十一条 既納の使用料は、返還しない。ただし、指定管理者が返還する行為を相当と認められたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第十三条 指定管理者は、使用者が次のいずれかに該当する場合には、第八条第一項の承認を取り消し、又は迎賓館の使用を停止させることができる。

- 一 第八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは。
- 二 承認の条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるときは。
- 三 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したときは。
- 四 前条の規定に違反したときは。

2 指定管理者は、迎賓館の管理上の必要によりやむを得ないときは、第八条第一項の承認を取り消し、又は迎賓館の使用を停止させることができる。

(指定管理者の指定の取消し等への措置)

第十四条 法第二百四十四条の一第十一項の規定により、知事が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなつた業務は、知事が行うものとする。

2 前項の規定により、知事が第二条第四号に掲げる業務を行つ場合における第九条第七項の規定の適用については、同項中「法第二百四十四条の一第八項の規定により、指定管理者」とあるのは、「県」とする。

(損害賠償)

第十五条 知事は、迎賓館の施設等を損傷し、又は滅失させた者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 迎賓館の指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第九条関係）

施設使用料

備考

- 一　一の項から四の項までに掲げる施設の使用時間が午前、午後、夜間又は全日の時間に満たない場合の施設使用料は、当該午前、午後、夜間又は全日の施設使用料とする。

二　一の項から三の項までに掲げる施設の使用時間が、午前零時から午前九時までのときは午前の、正午から午後一時まで又は午後四時から午後五時までのときは午後の、午後九時から翌日の午前零時までのときは夜間の、それぞれの施設使用料を時間割して計算した額を施設使用料に加算する。この場合において、加算の対象となる使用時間に一時間未満の端数があるときは又はその全時間が一時間未満であるときは、その端数時間又は全時間を一時間に切り上げる。

三　一の項から五の項までに掲げる施設の使用者が入場料その他これに類する料金（以下「料金」という。）を徴収する場合は、施設使用料の額に百分の五十を乗じて得た額を施設使用料に加算する。

四　一の項から五の項までに掲げる施設の使用者が料金を徴収しないで、営業その他これに類

する目的をもつてこれらの施設を使用する場合は、施設使用料の額に百分の五十を乗じて得た額を施設使用料に加算する。

二 入場料

一人につき 一、五〇〇円

石川県能登空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県能登空港条例の一部を改正する条例

石川県能登空港条例(平成十五年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「種別」を削り、同条の表を次のように改める。

名 称	範 围	標 点 の 位 置
能 登 空 港	輪島市並びに 鳳珠郡穴水町 及び能登町	北緯 三十七度十七分三十六秒 東經 百三十六度五十七分四十四秒 標高 一二百十八・八メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

石川県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

(表決権の行使に係る電磁的方法)

第二条の二 法第十四条の七第三項の規定により書面による表決に代えて行うことができる電磁的方法による表決は、規則で定める方法により行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県統計調査条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

石川県統計調査条例

石川県統計調査条例（昭和二十八年石川県条例第五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十二号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののが、県統計調査の実施及びその結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、県行政の適切な運営を図り、もつて県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 県がその内部において行うもの
- 二 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第九条第一号において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの

- 四 統計法施行令（平成二十年政令第二百二十四号）第一条第五号に規定する事務に関して行うもの

（県統計調査の告示）

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県統計調査を行おうとするときは、その名称、目的、範囲、事項、方法その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。

（報告義務）

第四条 知事等は、県統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関する成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第五条 知事等は、県統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県統計調査に関する事務に従事する。

(立入検査等)

第六条 知事等は、その行つた県統計調査の正確な報告を求めると必要があると認めるとときは、当該県統計調査の報告書を求められた者に対し、その報告に関する資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(結果の公表)

第七条 知事等は、県統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の一次利用)

第八条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第一条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（次条において「統計の作成等」という。）を行つ場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第九条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行つ場合には、その行つた県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者　統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行つ統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行つ者　当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の

団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 二 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事等が別に定める。

(罰則)

第十三条 第十一条第一項の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条 第十一条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第二者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第四条の規定に違反して、県統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第四条に規定する県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 三 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石川県個人情報保護条例の一部改正)

3 石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号を次のように改める。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十二号)第一条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第

一項に規定する個人情報

第五十条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「昭和二十八年石川県条例第五号」を「平成二十一年石川県条例第十五号」に、「調査によつて集められた」を「県統計調査に係る調査票情報に含まれる」に改め、同号を同項第二号とする。

石川県理容師法施行条例及び石川県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県理容師法施行条例及び石川県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(石川県理容師法施行条例の一部改正)

第一条 石川県理容師法施行条例(平成十二年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「大」の下に「(身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。)を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

七 法第六条の一にだし書の規定により理容師が理容所以外の場所において理容の業を行つときは、前各号に掲げる措置のか、次に掲げる措置を講ずること。

イ 消毒薬及び消毒器並びに清潔なタオル等の布片を相当数携帯すること。

ロ 外傷に対する応急措置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

第二条に次の一号を加える。

五 作業所には、給湯が可能な洗髪設備を設けること。

第四条第一号中「保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生支援施設又はこれらに類する」を「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項第一号から第五号までに掲げる第一種社会福祉事業に係る」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる場合のか、知事が特に必要があると認める場合

(石川県美容師法施行条例の一部改正)

第二条 石川県美容師法施行条例(平成十二年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「大」の下に「(身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をいう。)を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

六 法第七条にだし書の規定により美容師が美容所以外の場所において美容の業を行つときは、前各号に掲げる措置のか、次に掲げる措置を講ずること。

イ 消毒薬及び消毒器並びに清潔なタオル等の布片を相当数携帯すること。

四 外傷に対する応急措置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

第二条に次の一号を加える。

五 作業所には、給湯が可能な洗髪設備を設けること。

第四条第一号中「保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設又はこれらに類する」を「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一条第一項第一号から第五号までに掲げる第一種社会福祉事業に係る」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の際に理容師法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十二条の二の規定による確認を受けている理容所について講すべき措置については、第一条の規定による改正前の石川県理容師法施行条例第二条の規定は、第一条の規定の施行後も、なおその効力を有する。ただし、当該理容所の開設者が、その作業所について増築又は改築を行うときは、この限りでない。

3 第二条の規定の施行の際に美容師法(昭和二十二年法律第二百六十二号)第十二条の規定による確認を受けている美容所について講すべき措置については、第二条の規定による改正前の石川県美容師法施行条例第二条の規定は、第一条の規定の施行後も、なおその効力を有する。ただし、当該美容所の開設者が、その作業所について増築又は改築を行うときは、この限りでない。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

第一条 いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「長」の下に「、小規模住居型児童養育事業(同法第六条の一第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下この条及び次条において「住居型養育事業」という。)を行う者」を加え、「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、「入所児童又は」及び「、又は」の下に「住居型養育事業を行う者若しくは」を加え、同条第二項中「長」の下に「、住居型養育事業を行う者」を加え、同条第二項中「里親の家庭」を「住居型養育事業を行う者若

しくは里親の住居」に改める。

第六十六条第一項中「里親」を「住居型養育事業を行う者若しくは里親」に改める。

第七十二条第二項を次のように改める。

2 県内一般事業主は、一般事業主行動計画を策定するに当たっては、規則で定めることにより、その内容の充実に努めるものとする。

第二条 いしかわ子ども総合条例の一部を次のように改正する。

第七十二条に次の二項を加える。

3 県内一般事業主であつて常時雇用する労働者の数が百人以上三百人以下のものは、策定した一般事業主行動計画を公表しなければならない。

第二条 いしかわ子ども総合条例の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項及び第二項中「百人以上三百人以下」を「五十人以上百人以下」に改める。

附 則

1 この条例中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は平成二十一年四月一日から、第三条及び次項の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

2 第二条の規定の施行の際現にその常時雇用する労働者の数が五十人以上九十九人以下である県内一般事業主（いしかわ子ども総合条例第七十二条第一項に規定する県内一般事業主をいう。）に対する第二条の規定による改正後の同条例第七十二条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、同条第一項中「策定しなければならない」とあるのは「策定するよう積極的に努めなければならない」と、同条第二項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう積極的に努めなければならない」とする。

石川県国際交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県国際交流センター条例の一部を改正する条例

石川県国際交流センター条例（平成八年石川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表中「午後九時」を「午後八時」に、

三、六六〇円	九、三七〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
三、六六〇円	九、三七〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
三、六六〇円	九、三七〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
四、六八〇円	一一、一一〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
二、八五〇円	七、四四〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
二、八五〇円	七、四四〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
五、七〇〇円	一四、八八〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
一、八三〇円	四、六八〇円
八、五六〇円	一一、一一〇円
二、八五〇円	七、四四〇円
二、八五〇円	七、四四〇円
二、八五〇円	七、四四〇円
一、一一〇円	三、〇五〇円
一、一一〇円	三、〇五〇円
一、一一〇円	三、〇五〇円

を

三、一六〇円	八、九六〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
三、一六〇円	八、九六〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
三、一六〇円	八、九六〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
四、一八〇円	一一、七一〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
二、六五〇円	七、一三〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
五、三〇〇円	一四、四八〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
一、六三〇円	四、四八〇円
七、九五〇円	一一、七一〇円
二、六五〇円	七、一三〇円
二、六五〇円	七、一三〇円
一、〇一〇円	二、八三〇円
一、〇一〇円	二、八三〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県農用地開発公団事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を以下に公布す
る。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

石川県農用地開発公団事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

石川県農用地開発公団事業負担金等の徴収に関する条例（昭和六十一年石川県条例第十五号）の

一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百二十号）附則第八条第一項」を「独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第十二条第三項」に改める。

第二条中「独立行政法人緑資源機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百一号）附則第二条」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十一号）第九条」に改める。

第六条中「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）附則第八条」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第十一条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県のとじま臨海公園海づりセンター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

石川県のとじま臨海公園海づりセンター設置条例を廃止する条例

石川県のとじま臨海公園海づりセンター設置条例（昭和五十八年石川県条例第十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十一号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例（昭和二十九年石川県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項に次の二号を加える。

九 フリーテントサイト

別表第四に次のように加える。

フリーテントサイト	一日(宿泊) 日帰り	一サイトにつき 一サイトにつき	1,000円 1,000円
-----------	---------------	--------------------	------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

石川県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号**石川県警察本部組織条例の一部を改正する条例**

石川県警察本部組織条例（昭和二十九年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二十二条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第二条第一項に規定する給付金に関するもの。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号**石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例**

石川県警察職員定数条例（昭和二十九年石川県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「八十七人」を「八十八人」に、「百七十七人」を「百七十八人」に、「五百三十三人」を「五百三十七人」に、「五百五十一人」を「五百五十五人」に、「五百七十人」を「五百七十二人」に、「一千三百四人」を「一千三百十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表付表一中「尾山町」の下に「、南町」を加える。

別表付表二中「いなほ一丁目」の下に「、いなほ二丁目」を加える。

附 則

- この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表付表二の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際、改正前の石川県警察の警察署設置条例に規定する管轄区域に基づき、当該管轄警察署において事案処理に着手し、又は処理中のものについては、なお従前の例による。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項1中「及び第二項」を削り、「及びパーキング・チケット発給設備」を「又はパーキング・チケット発給設備」に改め、同項14イ中「千六百五十円」を「一千円」に改め、同項15イ中「三千一百円」を「三千六百五十円」に改め、同項16中「一千円」を「一千五百五十円」に改め、同項に次のように加える。

27 道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法第九十七条の二第一項第二号イに規定	認知機能検査員講習手数料	イ 法第八条の一第一項第十二号に掲げる講習における指導に必要な能力を有すると公安委員会が認めた者に対する講習	一千円
	ロ その他の者に対する講習		三千八百五十円

する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識について行う講習		
-------------------------------	--	--

別表十の項1中「一万六千円」を「一万三千円」に改める。

第二条 石川県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表七の項中27を削り、26を28とし、同項25ヲ(1)中「講習 講習一時間につき一千五十円」を「講習 五千八百円(当該講習が法第九十七条の二第一項第二号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行われるものである場合にあつては、五千三百五十円)」に改め、同項25ヲ(2)中「講習 講習一時間につき 千五百円」を「講習一千三百五十円」に改め、同項25カ(2)中「一千七百五十円」を「一千六百五十円」に改め、同項25カ(3)中「千四百円」を「千五百円」に改め、同項中25を26とし、26の次に次のように加える。

27 法第九十七条の二第一項第二号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識について行う講習	認知機能検査員講習手数料	イ 法第八十条の二第一項第十一号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する講習 ロ その他の者に対する講習	一千五百円
			三千八百五十円

別表七の項中24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17の次に次のように加える。

18 法第九十七条の二第一項第二号イに規定する認知機能検査	認知機能検査手数料	六百五十円

別表付表一備考一及び二中「別表七の項20」を「別表七の項21」に改める。

別表付表二備考一及び二中「別表七の項22」を「別表七の項23」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中石川県警察関係手数料条例別表七の項1の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中石川県警察関係手数料条例別表七の項に同項27を加える改正規定及び同表十の項1の改正規定 平成二十一年四月一日
 - 三 第一条中石川県警察関係手数料条例別表七の項14から16までの改正規定 平成二十一年一月四日
- 2 石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(平成十九年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「同項25又(1)」を「同項26又(1)」に改める。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例を以て公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一千九百三十九人」を「一千九百七十一人」に改め、同条第二項第一号中「六千三百七十八人」を「六千四百十九人」に、「三百七十九人」を「三百五十六人」に改め、同項第二号中「十二人」を「十人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を以て公布する。

平成二十一年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十七号

石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

石川県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年石川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「じいづ」の下に「又はその所属議員」を加える。

第三条第一項中「月額三十万円に各会派の所属議員の数を乗じて得た額」を「議員一人当たり月額三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 政務調査費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。
その交付額は、当該各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 会派に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額に、当該会派の所属議員の数を乗じて得た額
 - 二 議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額
 - 三 会派及び議員に交付する方法 前項に規定する議員一人当たりの月額を会派に交付する部分の額と当該会派の所属議員に交付する部分の額に一律に区分し、会派に交付する額にあつては当該区分された会派に交付する部分の額に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に交

付する額においては前款区分された当該会派の所属議員に交付する部分の額

第三条第四項を削り、同条第二項中「除名若しくは死亡」を「死亡若しくは除名」又は「又は会派が解散した」を「若しくは会派が解散し、又は会派が第一項に規定する政務調査費の交付の方法の変更（同項第二号に規定する区分された会派に交付する部分の額及び当該会派の所属議員に交付する部分の額の変更を含む。）をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する政務調査費の交付額は、月の初日に会派の所属議員である者を基準として算定する。この場合における各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことなどができない。

第四条第一項中「代表者及び政務調査費経理責任者を定め」を削り、同項中第二号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第四号とし、同項に次の二号を加える。

五 前条第一項に規定する政務調査費の交付の方法

六 前条第一項第一号又は第二号に掲げる政務調査費の交付の方法を用いる会派においては、その政務調査費経理責任者の氏名

七 前条第一項第二号に掲げる政務調査費の交付の方法を用いる会派においては、同号に規定する区分された会派に交付する部分の額及び当該会派の所属議員に交付する部分の額

第四条第二項中「解散した」を「解散その他の事由により消滅した」に改める。

第六条第一項中「以下」を「次条第一項において」に改め、「当該通知に係る会派」を削り、「政務調査費」の下に「（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日の属する月までの政務調査費）」を、「代表者」の下に「又はその所属議員」を加え、同条第一項中「解散した」を「解散その他の事由により消滅した」に、「代表者」を「その代表者」に改め、「者」の下に「又はその所属議員（その所属議員でなくなつた者がいるときは、その所属議員であつた者又はその相続人を含む。）」を加える。

第七条第一項中「代表者」の下に「又はその所属議員」を加え、同条第二項中「代表者」の下に「又は新たにその所属議員となつた者若しくはその所属議員でなくなつた者（その所属議員の死亡の場合は、その相続人。第一号において同じ。）」を加え、「その異動が議員数の減少の場合は減少した議員数に応じた額を速やかに知事に返還し、議員数の増加の場合は増加した議員数に応じた額を知事に請求するものとする」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、前該各号に定める措置をとるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 会派の所属議員数が増加した場合 会派においては当該増加した議員数に応じた額、新たにその所属議員となつた者においてはその交付を受けるべき額を速やかに知事に請求する。」

二 会派の所属議員数が減少した場合 会派においては当該減少した議員数に応じた額、その所属議員でなくなつた者においてはその交付を受けた額を速やかに知事に返還する。」

第七条第四項中「解散したとき」を「解散その他の事由により消滅したとき」に改め、「であつ

た者」の下に「又はその所属議員であつた者」を加え、「解散した日」を「会派が消滅した日」に改める。

第八条第一項中「会派」の下に「又はその所属議員」を加える。

第九条の見出しを「(収支報告書等)」に改め、同条第一項中「代表者」の下に「又はその所属議員」を「以下」の下に「(1)の項及び第三項において」を「(1)(2)」の下に「並びに当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し(以下「収支報告書等」といふ)」を加え、同条第一項中「解散したときは、その代表者であつた者は、解散した」を「解散その他の事由により消滅したときは、又はその所属議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散によりその所属議員でなくなつたときは、当該会派の代表者であつた者は又はその所属議員であつた者(その所属議員の死亡の場合に、その相続人)は、当該会派が消滅し、又はその所属議員でなくなつた」に、「収支報告書を」を「収支報告書等を、その日の翌日から起算して」に改める。

第十条中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第十一條中「知事は、会派が」を「会派の代表者又はその所属議員は」に改め、「当該会派が」及び「、当該会派に対し」を削り、「の返還を命ぜる」とができる」を「を知事に返還しなければならない」に改める。

第十一條の見出しを「(収支報告書等の保存)」に改め、同条第一項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の石川県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

